

## アジア留学生と日本の大学・高等教育

— 植民地・台湾からの留学生の場合 —

渡 部 宗 助\*

はじめに——問題の設定

## I 台湾留学生の来日

- 1 台湾留学生来日の嚆矢
- 2 台湾留学生数の変遷

## II 台湾留学生——その招致と派遣

- 1 台湾協会と台湾留学生
- 2 台湾総督府の留学生政策
- 3 文部省と台湾留学生
- 4 留学生監督の設置

## III 台湾留学生の生活・学習・運動

- 1 初期台湾留学生の姿
- 2 台湾留学生と専門教育
- 3 民族運動と台湾留学生

おわりに——日本植民地と留学

はじめに——問題の設定

ユネスコの「世界留学生統計」(1968)によれば、日本の「受入留学生数」は、10,031人ということである。国籍別内訳では「韓国」(4,832人)と「台湾」(3,332人)の2ヶ国で約8割を占めている。<sup>(1)</sup>ところでこの数は、文部省統計でいうところの「外国人学生」数に相当するものである。1971年度の場合日本における「外国人学生」は大学院生含めて、計10,315人、内「外国人留学生」4,261人、残り6,054人が「その他の外国人学生」<sup>(2)</sup>で、実はその96%は在日朝鮮人学生及び在日中国人学生である。このようにある場合は留学生であるが如く、ある場合には留学生でなきが如き、これら在日朝鮮人学生・中国人学生の存在はいかなる歴史的背景をもつものであろうか。さらにまた、狭義の留学生(?)としての「外国人留学生」(4,261人)は、「台湾」(1,607人)と「韓国」(627人)とで5割以上を占めている。<sup>(3)</sup>

何故にこれら2ヶ国からの留学生がかくも多いのであろうか。われわれがこれらのデータから直ちに想起するのは、この両国が、かつて日本の植民地であったこと、そして現在はアメリカを盟主とする日・「韓」・「台」という特殊な国際政治関係を有していることの2点であろう。そして、この2点は一定の歴史的関連をもっていると考えられる。本小文では、この前者の歴史的側面、つまり植民地時代に検討を加えて、先に述べた現代日本における留学生受入れをめぐる、不可解な現象の歴史的意味を探りたいと思う。本小文では、その対象を「台湾」に限定するが、それは①台湾が日本の最初の植民地であったこと、②台湾は中国(清国)領であった故に、日本との関係は政治的・文化史的に一元的でなかったこと、③筆者に幾ばくかの予備的知識があったこと、等による。

以上のような関心から、本小文では次のように問題を設定したいと思う。

**第一に**、植民地・台湾からの留学生は、一体いかなる留学生として歴史的に存在しえたのであろうか。

**第二に**、植民地・台湾からの留学は、日本の植民地支配・被支配の現実関係においていかなる位置づけが与えられたであろうか。

**第三に**、被植民地下の50年間において、台湾からの留学は、どのような時代的特徴を見出すことができるであろうか。

そして**第四に**、以上のことが、日本の大学・高等教育の歴史と現実と何をもたらしているであろうか。この四点である。

以下、本小文はこれらの問いに対するさゝやかな素材提供的研究ノートである。

&lt;注&gt;

(1) 永井道雄(外)『アジア留学生と日本』(昭

\* 広島大学大学教育研究センター

和48年) P. 152; 『日本経済新聞』昭和47年7月3日; アジア学生文化協会 『アジアの友』 '71-11・12月号 (96号)。

- (2) 文部省『学校基本調査報告書』(昭和46年度)による。「外国人留学生」なるタームも奇妙なものではなかろうか。
- (3) 前掲『報告書』では、各々国籍名を「中国」と「朝鮮」としているが実は「台湾」と「韓国」である。

## I 台湾留学生の来日<sup>(1)</sup>

### 1 台湾留学生来日の嚆矢

日本がいつ頃から台湾留学生を迎えるようになったか、あるいは台湾総督府がいつ最初の留学生を日本に派遣したか、それらを現在資料的に確定することは困難である。1899年(明治32)2月の『台湾協会会報』(4号)に「台湾留学生の成績」と題して、次の様な記事が掲載されている。

「一昨三十年(1897年)四月水野遵氏の帰京するに当り台湾留学生たる楊世英は同氏に随ひ上京し教育家鳥居悦氏の邸に寓し同氏の監督を受け昨年三月一日、富士見学校より城北尋常中学校に転校せしが勉学の効果著しく其の動作言語進退凡て他生徒に比して異なるを見る事なきに至れり」(傍点引用者)。

これが、瞥見した限りでの、台湾留学生に関する最も初期の記述である。留学生・楊世英は1897年(明治30)に来日し、まず富士見学校という小学校に入学し、ついで尋常中学校に転進学したということであった。ここで注目すべきことは、第一に彼がまず、初等普通教育を受けたということ、第二にはその教育は傍点個所から窺えるように「日本人」化の教育であったということである。これらは、台湾総督府初代学務部長伊沢修二の「同化主義」教育思想の方向であり、その後の台湾留学生教育の特徴を示す先例であった。

それでは、高等専門教育段階への留学は、どの領域で、いつ頃から開始されたであろうか。1900年(明治33)6月の『台湾協会会報』(21号)の記事に「曩に台湾より内地に留学に来りたる者、農科大学に二名」とある。この2名は、この年・1900年(明治33)に農科大学実科

生として入学したもので、一人は先に述べた楊世英であり、他の一人は、李傳謨であった。農科大学実科には、1902年(明治35)にも3名の台湾留学生が入学した。<sup>(2)</sup>

ところで、『文部省年報』はその第28年報(1900・明治33年度)以後、来日留学生に関するデータの記載を始めた。それによれば、同年度、東京帝国大学には11人の外国人学生・生徒が在学し、うち4人が清国人で、他に印度人3、韓国人2、比律賓人1、米国人1である。

清国人の4人はいずれも同帝国大学工科大学の選科生であった。この統計に「台湾人」は存在してないのである。1902年(明治35)度の農科大学実科の3名の台湾留学生についても同様に『文部省年報』には記述がない。

『台湾協会会報』と『東京帝国大学一覽』の記載を事実とするなら、われわれはここで、2つのことに注目したい。一つは、台湾留学生がその初期においてまず受けた専門教育が「農科」系であったこと、もう一つは、文部当局は彼ら台湾留学生を外国人学生あるいは留学生としては扱ってなかったということである。<sup>(3)</sup>

以上のように、今後なお確定すべき諸点が残っているが、散見される資料の限りでは、少なくとも上述のような内容をもって、台湾からの留学が開始されたことが推定できると思われる。それでは、このようにして開始された台湾留学生の来日は、どのような数的変遷を迎えるであろうか。

#### <注>

- (1) 「台湾留学生」とは、本小文では「植氏・台湾からの留学生」という意味で使用する。「台湾人」という場合も、植民地・台湾の住民という意味での用法であって、文化人類学的検討を経た概念ではない。
- (2) 『台湾協会会報』第65号(明治37年2月)及び『東京帝国大学一覽』自明治33年至34年、同、自明治35年至36年。
- (3) 『東京帝国大学一覽』でも、台湾留学生の出身台湾庁名を、日本人学生の出身府県名と同様の扱いにしている。つまり、外国人としてではなく、日本人としての扱いであった。

## 2 台湾留学生数の変遷

上に述べたように台湾留学生の開始期は未詳

の部分が含まれるが、以後にはやゝ確度の高い統計がある。

その一つは、1897年（明治30）度より発行された『台湾総督府統計書』である。同統計書は、第3年報1899年度（明治32）より「本島人内地渡航者」の内容に「留学」という項目を設けている。渡航事由の「留学」が即ち実質的留学ではないにしても、一応の目安とはなるであろう。それが〔表1〕である。

〔表1〕「留学」事由の「本島人内地渡航者」

年度	機関	
	渡航者	帰航者
1899 (M32)	2	0
1900 (M33)	13	6
1901 (M34)	2	1
1902 (M35)	2	4
1903 (M36)	0	9
1904 (M37)	0	0
1905 (M38)	5	0
1906 (M39)	6	16
1907 (M40)	63	11
1908 (M41)	22	34
1909 (M42)	33	40
計	148	121

出典：『台湾総督府統計書』各年度版

註 1910年度以降は『統計書』より「留学」の項目が削除された。

もう一つのデータは、『台湾教育沿革誌』所収の「内地留学生数」である（〔表2〕）。1907年（明治40）から僅か5年間のものであるが、当時の状況を知るには参考になる。

〔表2〕「内地留学生数」

年度	機関						計
	小学校	中学校	実業学校	専門学校	特殊学校	その他	
1907 (M40)	19	22	14	7	-	1	63
1908 (M41)	23	13	15	8	-	1	60
1909 (M42)	13	26	22	6	-	8	75
1910 (M43)	28	23	24	10	3	4	92
1911 (M44)	45	42	26	15	3	-	131
計	128	126	101	46	6	14	421

出典：台湾教育会編『台湾教育沿革誌』（昭和16年）P.73より

台湾総督府は1907年（明治40）1月各庁長及直轄学校長に「内地留学生」の調査を命じた

が、それによれば、前年1906年12月末現在では66名だった（前掲『台湾教育沿革誌』）。

以上、初期の台湾留学生に関する二つのデータから導き出せることは、第一に1907年（明治40）頃から台湾留学生が急増加の傾向にあったことである。日本の台湾領有後10数年を経て、「台湾資本主義化の為の大体の準備が完了した」（細川嘉六『植民史』昭和16年、P.124）と言われた頃のことであった。第二に、来日した台湾留学生中、その6割が、小学校、中学校で普通教育を受けたということである。これについて、前掲『台湾教育沿革誌』は、「本島では公学校(4)以上に国語学校、医学校等があり、修学の途は一通り備はってはるるが、内台人間の教育機関に絶対的の区別があり、又中等程度の学校数も乏しく、甚だ遺憾の点が多い」ことを挙げている。つまり台湾における普通教育機関の不備と差別が留学生の増加をもたらしたといえよう。実業学校への留学が¼をしめるのも、当時台湾には実業学校が皆無であった結果と思われる。

第三に、全留学生の一割強とは言え専門学校に留学していたという事実である。その専門領域と程度は詳らかでないが、一定の学力が要求されたことは言うまでもなからう。とするならそれを可能にした異民族としての文化的背景と学力的素養に注目しなければならない。と同時に彼らの多くが日本の学校で初等・中等教育を受けた後、専門学校に入学したことも推定され、その意味では上級学校への進学は「同化主義」の進行という面ももっていた。

以上3点の指摘から、われわれはさらに、いくつかの研究課題の設定が考えられるが、ここではひとまず、その後の留学生数の変遷を追うことにしよう。〔表3〕〔図1〕は各年『台湾総督府学事年報』より作成した年度別「内地留学生」数である。内、女子学生数（1922年度以後）の統計が〔表4〕である。

〔表3〕、〔図1〕から推定されることは次の様なことと思われる。

第一に、台湾からの留学生は年毎に増加の傾向が顕著であることである。特に1926年（昭和初期）以降1930年代の急増加は注目すべきこと

〔表3〕 台湾留学生数の年度別変遷（女子留学生を含む）

段階 年度	初等教育	中等教育	実 業 教 育				高 大 学 予 校 科	専 門 教 育	大 学	特 殊 教 育	其 の 他	総 計
			農	工	商	計						
1908(M.41)	23	13	5	7	3	15		8		-	1	60
09	28	30	10	5	5	20		13		3	2	96
10	43	41	10	8	5	23		15		3	7	132
11	65	52	13	3	16	32		18		4	5	176
12 (T.1)	76	94	13	4	30	47		35		2	10	264
13	57	130	11	11	53	75		39		3	11	315
14	47	155	15	4	50	69		45		3	6	325
15	40	179	7	4	42	53		50		2	3	327
16 (T.5)	82	183	12	4	58	74		55		4	17	415
17	83	201	12	8	68	88		86		5	19	482
18	63	200	2	8	28	38		102		19	71	493
19	91	219	2	7	37	46		119		29	60	564
20	94	231	2	9	38	49		139		52	84	649
21(T.10)	116	297	1	13	34	48		173		58	65	757
22	40	252	2	12	32	46		182		206	17	743
23(T.12)	39	291				52	73	165		224	18	862
24	37	292				45	77	145		233	21	850
25	21	275				36	114	123	29	190	40	828
26 (S.1)	18	253				36	75	153	71	165	115	886
27	16	441				55	147	260	121	95	105	1240
28	18	544				86	153	296	121	95	92	1405
29	20	661				90	179	251	103	71	74	1449
30 (S.5)	22	514				79	170	246	132	67	87	1317
31	28	615				119	155	296	148	46	94	1501
32	34	586				108	124	330	184	52	209	1627
33	28	537				79	105	310	193	72	196	1520
34		582				136	161	636	197	254	11	1977
35(S.10)		632				190	139	691	217	300	16	2185
36		776				188	149	747	205	292		2357
37(S.12)		905				217	154	680	211	445		2812

出典：『台湾総督府学事年報』各年度版

註1 1908 (M.41) 年度以前の『学事年報』は未見。

註2 1923 (T.12) 年度より、統計項目名と調査期日のとり方が変わった。

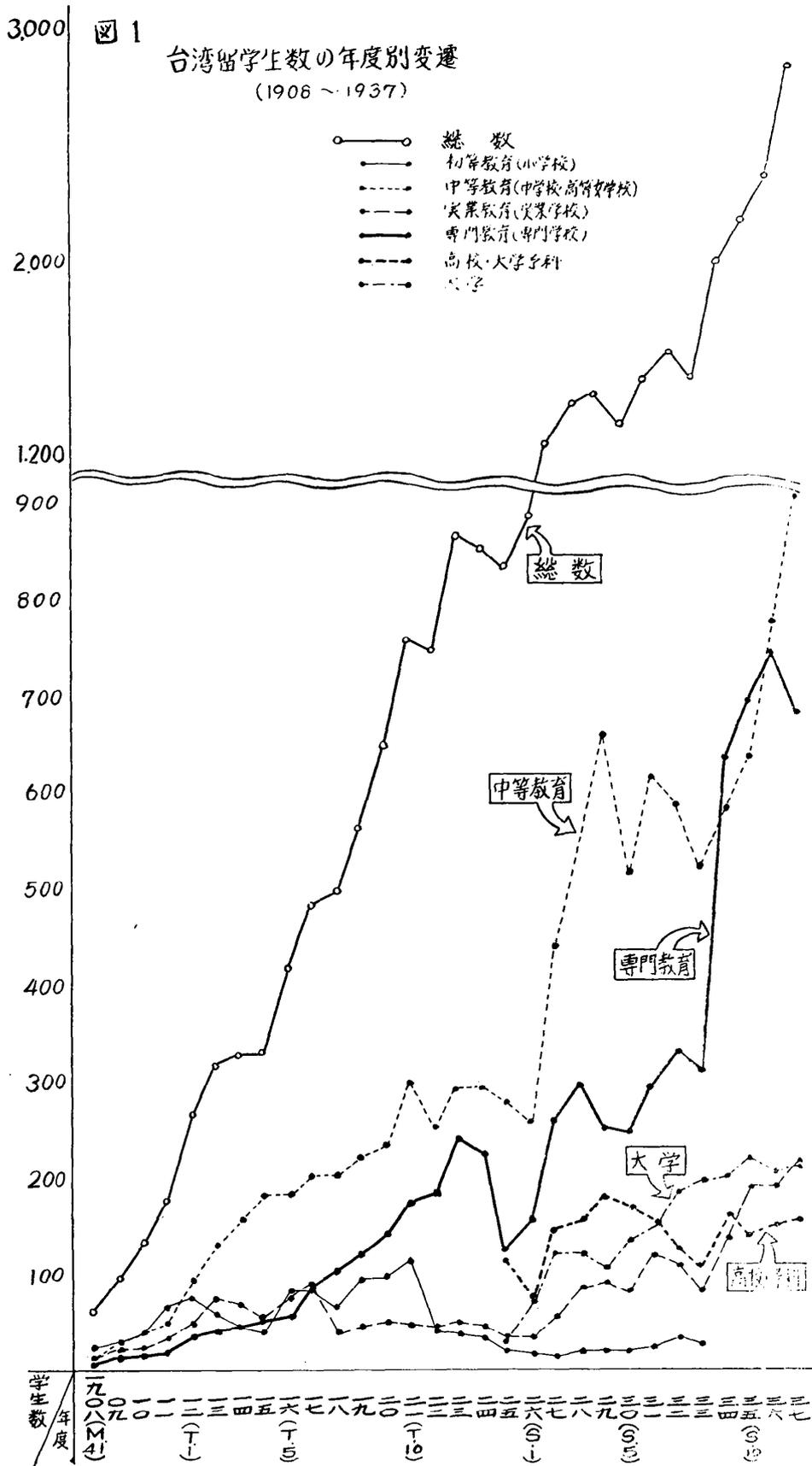
註3 特殊教育（学校）とは正則英語学校等予備校をいう。1935 (S.10) 年度より「各種学校」と改められた。

〔表4〕 台湾女子留学生数の年度別変遷

年度	機関	小 学 校	高 女 学 校	実 業 学 校	専 門 学 校	予 大 学 科	特 教 育	其 の 他	計	年度	機関	小 学 校	高 女 学 校	実 業 学 校	専 門 学 校	予 大 学 科	特 教 育	其 の 他	計
1923	3	19	1	5	-	-	-	28	1931	4	37	2	64	-	5	5	115		
1924	4	20	1	3	-	-	-	28	1932	5	31	-	73	-	3	6	120		
1925	2	12	1	6	1	-	-	22	1933	4	23	-	87	-	5	6	125		
1926 (S.1)	1	9	-	11	-	1	4	26	1934		37	-	152	-	20	-	209		
1927	2	22	-	18	2	1	2	47	1935(S.10)		31	-	146	12	12	2	203		
1928	2	28	-	34	-	1	1	66	1936		43	-	181	3	15		242		
1929	1	31	-	33	-	1	3	69	1937		76	-	229	2	23		330		

出典：『台湾総督府学事年報』各年度版

註 1922年度以前の統計は未見。『学事年報』はこの年より女子留学生数の統計を載せた。



である。

第二には、台湾留学生の増減が、台湾における教育機関の整備、日本の教育体系との関連等の影響を、かなり大きく受けるということである。例えば、1922年以降初等教育を受ける留学生が減少しただけでなく、他の段階の教育機関に留学する学生数も数年間横ばい状態を示しているのは、1922年（大正11）の教育令改正によって「内台共学」の教育体系となり、しかも専門学校・実業学校等もある程度整備されたことが原因と思われる。

第三に、留学生数の変遷が、政治状況、民族運動の影響を敏感に受けるということである。留学生数が減少した1925～26年は、農民組合の結成と農民運動の高揚など民族的民衆運動が盛り上りを見せた時であり、1930年は、「霧社事件」と言われる武装斗争に対する大弾圧が行なわれた年であり、そして1933年は「満州国」成立の翌年であった。「同化主義」の新しい段階としての「皇民化運動」は「日華事変」（1937年）とともに推進された。

概ね以上のようなことが言えるであろう。そしてそのことの要因を考えてみるに、ひとつには確かにその動機はともかく、台湾人自身の向学心、教育要求という主体的要因があると考えられる。と同時にそれは、留学生招致・派遣の制度・政策にかゝる諸条件によって規定されることも当然である。そこでその後者の面について、次に検討することにした。

#### <注>

- (4) 公学校とは、台湾人のために1898年（明治31）設置の初等教育機関。傍稿「台湾教育史の一研究」（『教育学研究』36巻3号）参照。
- (5) 台湾人のための中学校は1915年（大正4）にようやく設置された。それまでは総督府国語学校が唯一の中等普通教育機関であった。

## II 台湾留学生——その招致・派遣

### 1 台湾協会と台湾留学生

すでに紹介した『台湾協会会報』は、台湾協会が、1898年（明治31）10月より刊行した同協会の月刊機関誌であった。同協会は、「台湾ニ関スル諸般ノ事項ヲ講究シ台湾経営ヲ補スル

ヲ以テ目的」として、1898年（明治31）4月に結成された民間団体であった。その会頭は、第二代目台湾総督（1896年）、桂太郎で、主要メンバーは台湾統治・経営の経験者であった。同協会はその事業を「滿韓に及ぼさん」として、1907年（明治40）2月、その名を「東洋協会」と改称したが、その間、『会報』は100号まで発行された。

台湾留学生に、最初にしかも組織的に関与した団体であるこの協会は、その10項目の事業目的の一つとして「台湾留学生ヲ監督補助スル事」を掲げていた。そして具体的には、先に台湾留学生の嚆矢として紹介した、富士見学校に入学し、後に城北尋常中学校—農科大学実科に進学した楊世英に対する監督、東京盲学校に留学する郭主恩に対する月額10円の学資支給などが、その最初の事業であった。この協会はまた、植民地経営の実務型人材を養成するために1900年（明治33）「植民学校」=台湾協会学校を設立し（4年後には、専門学校令による「台湾協会専門学校」となる）、その寄宿舍には、しばしば、台湾留学生を寄寓させるなどの便宜も計った。同協会が実際に「監督補助」する留学生数は年間数名程度ではあったが、多くの留学生のために宿舎や学校の紹介・斡旋等において重要な役割を果たした。台湾からの「来遊紳士中……子弟親戚の輩を留学せしめんことを希望し、之に関する監督其他の方法を本会に依頼する者少なからず」あり、一時「台湾協会学校内に一つの特別方法の下に別科の如きものを設け」る試みもあった（『会報』58号、明治36年7月）。

また、この協会は、各地に支部組織をもっていたが、大阪支部は、1900年（明治33）に独自に台湾留学生を招致した。その「大阪支部土人留学生要件」は、「①年令満12才以上18・9才未滿の男子（土人の子弟にて可成国語伝習所卒業のもの）にて、身軀強健、志氣堅実、大阪に存学して支部の希望する公私立学校の学科に就き、終業迄苦学をなし能ふ者、但し留学予定年期は4ヶ年以上とす、②人員は今回3人に限る事、③学費其他諸費は総て大阪支部より負担すべきには留学生は更に自費を要せざること、④

本件の始終は大阪支部自ら其責に当るべきは勿論、主ら幹事文学士浜田健次郎及主任光野一郎担任すること」を内容とするものであった（『会報』22号，明治33年7月）。

こうして実際、14～17才の台湾公学校2～3年存学中の3名が選ばれて商工学校に留学することになった。彼ら台湾「土人留学生」3名が「商工学校」で「苦学」に耐えて、「4年以上」修学できたかどうかを示す資料はない。ただわれわれは上の事例から、それが「土人の感化・同化」としての機能、及び一面的な訓育としての機能を果たしたであろうということ、そこにおいては異民族留学生としての主体性は前提にされてないということを知ることができる。

同協会は台湾にも支部をもったが、その後身である「東洋協会台湾支部」も「教育奨励」として日本への留学生の派遣を行なった。1911年（明治44）度の派遣留学生は、東京音楽学校に入学したという（『東洋時報』165号，明治45年6月）。

このように民間団体が、日本政府や総督府の政策を先取りして台湾留学生の招致と派遣を推進したことは注目すべきことであった。

## 2 台湾総督府の留学生政策

以上にみたような台湾留学生の来日は、台湾総督府の教育政策、とりわけその留学生政策とどのようにかゝっていたであろうか。総督府の留学生政策がいかなるものであったかを即断することはかなり難しい。1922年（大正11）の改正教育令までの台湾における教育体系は「内台二本立」であったが、それ以後の「内台共学」・「内台一体」体系自身が実は留学生政策・政策的意味をもっていたとも考えられるのである。つまり、総督府の留学生政策は植民地支配政策のひとつではあったが多義的であった。

そのひとつは、留学生派遣による指導者養成という一面である。1902年（明治35）の「台湾総督府直轄学校留学生規則」（同年10月1日府令73号）の公布はその例である。それは

第1条 台湾総督府直轄学校長ハ当該学校本島人生徒中最終学年ノ教科ヲ履習シ学力優等品行方正ナル者ヲ選抜シ台湾総督府ノ認可ヲ受ケ

内地ニ留学セシムルコトヲ得<sup>(1)</sup>

第2条 留学生卒業後ノ服務年限ハ当該学校規則ニ規定セルモノニ留学中ノ年月数ヲ加算シタルモノトス

第3条 留学生ニハ別ニ定ムル所ニ依リ学資金及旅費ヲ支給ス

という全3条の簡潔なものであった。そしてそれについて、「目的の全部でなくとも一種の教員養成の意味が含まれて居た」と『明治以降教育制度発達史』は解説している。

ところがこの人材養成・確保的性格の「規則」の政策的実効性を裏づける資料は意外と少ないのである。留学生（数）に関する資料にも官費生を明示したり、闕説したりするのは極めて少ない<sup>(2)</sup>。明治女学校に存学中だった2人の台湾女子留学生が、1903年（明治36）の時点で、「今度総督府の選定を受け、官費留学生として更に数年間同校高等科に留学し、他日帰台の上は該島の女子教育に従事する由」という報道記事などはその数少ないものの一つであった（『教育時論』663号，明治36年9月15日）。この記事は明らかに、上の「規則」適用例と思われるが、彼女たちは台湾総督府直轄学校生ではなかった。また、この「規則」の改廃についてもわれわれは資料を持たない。

留学生派遣による指導者養成・確保という面では、1914年（大正3）に「台湾総督府外国留学生規程」の制定があったが、これは、「文部省外国留学生規程」に準ずるものであり、事実1922年（大正11）には、文部省の「在外研究員規程」に吸収された。とはいえ1914年の「規程」の第1条は「台湾総督府外国留学生ハ教官其ノ他ノ者ニ就キ台湾総督府之ヲ選抜シ台湾総督府所轄ニ属スル事項ニ関シ殊ニ須要ナル學術技芸ヲ研究セシムル為外国ニ派遣スルモノトス」（『明治以降教育制度発達史』11巻，P.475），という総督府の政策の「須要」に限定した留学目的を明示した点に注目したい。しかしこれは日本人「教官」を主対象としたものと思われ「其ノ他ノ者」として台湾人が派遣されたことがあったかどうかは疑わしい。1928年（昭和3）の台北帝大開校を前にして、その教官要員を得るため、1925～26年に計31名の在外研究員

を総督府は派遣したが<sup>(3)</sup>、全て日本人であった。

このように、台湾人指導者(エリート)養成・確保という面での留学生政策としては、台湾総督府のそれは、決して積極的なものではなかったと思われる。

第二の面は、派遣にあらざる留学生に対する政策である。この私費「内地留学生」に対する、監督・取締りの政策こそが、総督府の中心的な留学生政策と言えるものであった。嘱託「留学生監督」がその具体的制度化であった(留学生監督については後述)。この総督府の留学生に対する監督第一主義とも言える姿勢は、例えば『台湾総督府学事年報』における留学生に関する記述は、「本島人内地留学者指導監督」(傍点引用者)という項目で扱われ続けたことにも窺える(この「指導監督」は第22年報(大正12年度、改正教育令公布の翌年)から削除された)。

総督府の留学生政策の第三の面は、多国留学生の招致・受入れにかゝっている。この点は看過され易いが植民地文化政策とかがわって重要なことであった。

総督府は1903年(明治37)2月、「清国留学生に関する内規」を定めた(前掲『台湾教育沿革誌』P.18)。この「内規」は、従来「清国人留学生に対しては、政策上種々の便宜」(前掲書、傍点引用者)を与えて来たことに対する一定の手直しであった。それによれば「止むを得ざる事故の外途中退学せざる事、給費生は卒業後3年間、自己の進退に就き毎年少なくとも一回学校長に報告すべき事」などを、清国からの留学生に誓約させるものであった。

しかしわれわれがここで注目するのは、「内規」それ自身の内容ではなく、むしろ総督府が「清国人」を「台湾人」と明確に区別して、「種々の便宜」を与えて「優遇」していたことを裏づけている点である。そのことは、台湾をその文化的親近性を有する中国(清国)から離反させようとする植民地文化政策の一環であったと思われる。それは、台湾において儒者たちが経営する寺子屋の私塾である、「書房」に対する一貫した規制・弾圧の文教政策と同様のものであった。

一方、総督府は他の外国人に対しても寛容であった。1922年(大正11)5月の「台湾総督府官立公立学校外国人入学ニ関スル規則」(府令108号)<sup>(4)</sup>は、外国人志願者を「正科生」または「特別生」として入学せしめる手続きを明示するとともに授業料や入学検定料等の免除を規定したものであった。中国人以外の外国人で台湾の官公立学校に入学する者は実数としては僅少ではあったが(例えば、1927年(昭和2)度には台北医専に2名、中学校に4名程度)、われわれはそれらの史実からも台湾総督府の留学生政策とかがわっての文化政策、中国大陸文化離反・相対化政策を見ることができよう。

なお附言すれば、上記「外国人入学ニ関スル規則」は日本人にもその一部が準用されたということである。それは、主に台湾の対岸地方(福建省等)に進出した日本人子弟で、所定の入学資格を有せずに台湾の官公立学校に入学を志願した時に適用された(前掲書、『台湾教育沿革誌』P.108)。これなどは、日本植民主義の南方圏への拡張に対応したものであった。

以上、われわれは、台湾総督府の留学生政策を、①官費留学生の日本への派遣、②私費留学生に対する監督、③外国人(留)学生の受入れの3点から考察した。①と②の官費・私費の留学生を受入れた日本政府・文部省の態勢を次に検討しておこう。

#### <注>

- (1) 「内地留学」なる用語が公文書に用いられた最初と思われる。
- (2) 『台湾総督府学事第七年報』(明治41年度)は、41年12月末現在の留学生60名中6名が官費生であることを示しているが、以後の『学事年報』には官費留学生についての明示はない。
- (3) 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』(昭和14年)P.955。
- (4) 外務省文化事業部『満支以外ノ外国人留学生ニ対スル本邦ノ諸大学及専門学校入学ニ関スル取扱方』(昭和11年4月)。

### 3 文部省と台湾留学生

1900年(明治33)に2名、1902年(明治35)に3名、各々東京帝国大学農科実科に入・存学した台湾留学生が、『文部省年報』に外国人と

としては記載されなかったことは先に述べた（I-1）。このことは一体何を意味したであろうか。統計上から無視・抹殺されたのであろうか、それとも日本の植民地人として全く日本人と見做されたのであろうか。断言できることは「清国人」とは見做されなかったことである。いずれにせよ、「外国人学生・生徒」の国別内訳が明記されている統計において、「台湾人」が存存しなかったことは歴史的事実であった。当時、日本の植民地化が進行していたが、日本への併合以前の朝鮮の場合には、その留学生は「韓国人」として他の外国人と同様に扱われていた。

文部省の外国人学生に対する基本方針は、1901年（明治34）11月の「文部省直轄学校外国人特別入学規程」（省令75号）に示されているが、この「規程」は、韓国人、台湾人、清国人に対してはどの様に適用されたのであろうか。

併合以前の韓国については、1907年（明治40）3月15日、文部次官・沢柳政太郎が、「韓国人ニシテ直轄学校ニ入学セントスル者ノ件」に関して通牒を發した。それは、「外国人ニシテ文部省直轄学校ニ入学セントスル者ハ外務省在外公館又ハ本邦所在ノ外国公館ノ紹介ヲ要スル儀ニ有之候処当分ノ内韓国人ニ限り日本政府ノ官吏ニシテ韓国政府ヨリ留学生監督ヲ嘱托セラレタル者ノ紹介ヲ以テ外国人特別入学規程第一条ノ紹介ト同一ノ効力アルモノト見做<sup>(5)</sup>す（傍点引用者）というものであった。日本の統監府下の「韓国政府」において、さらにその嘱托をうけた日本人の留学生監督が、韓国人留学生の紹介者であってみれば、韓国側の主権・主体は極限されたものではあった。しかし一応外国人として「規程」の準用をうけていたのである。

ところが台湾人に対しては、留学生来日開始15年を経た1911年（明治44）4月、文部省令16号によってはじめて上記の「規程」が準用されたのである。その省令は、「文部省直轄学校外国人特別入学規程ハ台湾人若ハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス、但シ其ノ入学ニ関シテハ台湾總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス」（『明治以降教育制度發達史』6巻、P.6）というものであった。

この省令は、台湾人をはじめ外国人と見做したという点だけでなく、文部省が台湾と朝鮮の二つの日本植民地からの「留学」に対して、初めて体系的に対応したという点でも、日本の留学政策史上重要なものであった。

この省令によって、台湾人が朝鮮人とともに外国人として遇されたかの如くである。しかし、その論理は、両地において中等教育機関が不備のため、文部省直轄学校入学に要する、日本人と同等の入学資格を得ることが事実上不可能であるが故に、過渡的に入学資格のレベルダウンの便法として、「規程」を準用したものであった。両植民地人に異民族としての主体性を認めて「外国人」と見做したものでは決してなかったのである。したがって後述するように、この「準用」の省令も廃止される性格のものであった。ただ、この省令以後、統計上は台湾人「朝鮮人」も、「支那人」のように外国人として明記されるはずであった。事実、『文部省第40年報（1912年度）』には、千葉医專の「台湾人」（聴講生）の在学が記されている。しかし、台湾留学生の統計上のこの扱いは、その後も極めてあいまいであった。

清国人に対しては、その公私立学校に入学する者に対して、1905年（明治38）の文部省令「清国人ヲ入学セシムル公私立学校ニ関スル規程」（所謂「清国留学生取締規則」という特別の、専らを留学生を取締りの対象にした「規程」があったが、これは、清国政府の意向を受けたものでもあった。清国留学生には、例えそれが打倒すべき対象であったとしても、少なくとも自らの政府が存在した。それ故彼らは、清朝政府打倒の辛亥革命に際しては、陸続として帰国することも可能であったのである。

しかし、台湾と朝鮮からの留学生は、この点で清国留学生と決定的に異質であった。植民地からの留学生の頭上に、日本国政府と總督府という、あたかも二重の異民族政府が君臨し、支配し、監督・取締りを行なっている如くであった。1912年（大正元年）11月の文部省三學務局長名の通牒などは、その見本であった。『台湾教育沿革誌』が、いみじくも、「本島留学生の取締には、内地官憲も応援する事となった」と意義

づけたその通牒は次の様な内容であった。少々長いが全文引用しておこう。

「台湾人ノ直轄学校入学ニ関シテハ明治四十四年文部省令第十六号（前掲）ヲ以テ規定相成居候也、内地留学ノ台湾人学生生徒ハ逐年増加ノ傾向向之、将来其ノ保護監督ヲ一層周到ナラシムルノ趣旨ヲ以テ大体左記ノ事項実施セラレ度趣、拓殖局第一部長ヨリ本省次官宛照会ノ次第モ有之候条、御承知ノ上自今夫々御施行相成度依命此段及通牒候也

大正元年11月16日

文部省専門学務局長 松浦鎮次郎

文部省普通学務局長 田所美治

文部省実業学務局長

工学博士 真野文二

……………校長……………殿

記

- 一 台湾総督府民政長官又ハ留学生監督ヲ經由セザル者ハ、入学ヲ許サザル事
- 二 公立学校ニ於テ留学生、入学、進学、卒業、学科ノ変更、転学、退学アル時ハ、其ノ都度当該学校ヨリ、東京府ニアリテハ留学生監督ニ、其ノ他ノ地ニアリテハ地方長官ニ通知スル事
- 三 留学生中左記各号ノ一ニ該当スル者アル時ハ前同様通知スル事
  - 留学生ノ体面ヲ汚辱スル不良ノ行為アリタル時
  - 留学学校ノ規則ニ違反シ、又ハ監督官庁ノ命令ニ服従セザル時
  - 成績不良ニシテ成績ノ見込ナキ時
  - 留学生ノ行為ニ関シ特ニ必要ト認メタル時
- 四 留学生ノ教養ニ就テハ学校当事者ニ於テ特ニ注意シ著実ニシテ勤勉ナラシムルヲ期シ、濫リニ入学又ハ進級ヲ許スノ虞ナカラシムル事
- 五 地方長官ハ留学学校若ハ留学生ヨリ各種ノ通知ハ届出ヲ受ケタル時ハ、之ヲ台湾総督府民政長官ニ通知スル事<sup>(7)</sup>

これと同趣旨の「朝鮮留学生扱ヒ方」に関する文部省三学務局長名の通牒もその約1年前、1911年（明治44）10月6日付で発せられてい

た。これらの植民地人留学生の扱い方に関する通牒は、総督府と日本政府・文部省が一体となって留学生の「保護監督」に当たったことを示している。

こうして、日韓併合以後になると、台湾留学生と朝鮮留学生に対する文部省の、政策は一体のものとして遂行されるようになった。1921年（大正10）の文部次官通牒「中学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル学校ニ於ケル外国人及植民地人学生ニ対スル入学取扱方」でも、「朝鮮人及台湾人ニ関シテハ当分ノ内……外国人ト同様ニ取扱フ」ものと附記された（『明治以降教育制度発達史』8, 卷 P. 733. 傍点引用者）。この次官通牒は、規定上の入学資格を有しない外国人で、専門学校程度以上の学校へ正科生として入学を志願した場合は、入学資格に相当する試験施行の上その入学を認めるというものであった。従って、両植民地において日本と同等の教育機関が普及・整備されれば、この「外国人ト同様ニ取扱フ」という規定は必要なくなるものであった。厳に、1929年（昭和4）5月にはこの「通牒」の両植民地留学生への適用は撤廃された。両植民地の教育体系の、日本との一体化が進行したからであった。それによって、植民地からの留学生は政策的に日本人と同一に見做されてしまった。台湾留学生という概念も法的には成り立たなくなり、やがて「内地留学」概念さえ動揺するようになった。『台湾総督府学事年報』は、1933年度（昭和8）より、従来の「本島人内地留学者」を「本島人内地在学者」に改めた。ただし「留学」とは、「外国に在留して勉強すること」（『広辞苑』）であったのである。

文部省当局の留学生に対する政策が、植民地政策に追随するだけで、独自の識見を有する様なものではなかったことは、上に見た通りである。ところでこの文部省と総督府を仲介し、政策の実施の先兵として、留学生の監督にあたったのは、留学生監督の制度と東洋協会（台湾協会の後身）であった。

<注>

(5) 山口高商『文部省達通牒等綴』（明治36年1月～明治42年5月）、山口大経済学部所蔵。

(6) 1910年（明治43）の「日韓併合」以後、従来

の「韓国人」という名称は「朝鮮人」に、また1912年（大正元）の中華民国成立以後、従来の「清国人」は「支那人」に各々改称され、それに伴い、直轄学校における学科目としての「韓語」「清語」は各々「朝鮮語」,「支那語」に改称された!

(7) 山口高商『文部省達通牒綴』（明治42年6月～大正6年）及び前掲『台湾教育沿革誌』P.77。

#### 4 留学生監督の設置

前節の文部省三学務局長名の通牒にもある「留学生監督」は、いかなる背景と目的をもって設置されたか。（【一1】で述べた様に、総督府は1907年（明治40）に「内地留学者」の調査を行なった。それは「留学熱」とも称すべき現象に対し、総督府の立場からの治安維持的対策を講じるための準備として位置づけられた調査であった。殊に総督府は、留学生の中に「軽佻浮薄」,「忠実業に服するの風なく」,「将来意外の現象を醸成する虞がある」として、留学の規制・監督を強めた。この年に設置された留学生監督はその施策の一つであった。総督府によって囑託された留学生監督の任務は、①在京本島人生徒の監督指導に任ずる,②毎月少くとも一回留学生の会合を催す,③毎三ヶ月に一回,各生徒の修学の状況,性行・成績,前途成績の見込み等に関し意見を附し報告書を提出する,④留学生の監督指導に関し,必要と認むる所置を執る⑤留学生の監督指導方に関しては東洋協会並当該学校と連絡を図り,遺憾なきを期すること等であった（前掲『台湾教育沿革誌』P.74）。先の通牒の内容と符合するところが少なくない。

東洋協会でも、留学生監督が「東洋協会と協議して直接事に当るを以って大に便宜を増せり……留学生は毎月一回集して互に相慰安し且つ親睦を計らしめ居れり」と年次事業報告でその実際を紹介している『東洋協会』17号,明治41年6月）。この時点での総督府の対策としては、さらに、在京以外の留学生の監督に関しては地方長官に報告を依頼すること、台湾内においては各庁長に留学者の身分・資産等の報告義務を課すること等によって「之レガ取締ノ資ニ供セリ」（『台湾総督府学事年報』）とされていた。また、留学生の指導監督の必要から留学生

寄宿舎の設置も行われた。

この留学生寄宿舎の設置は、「監督の実を掌ぐる」ために、東洋協会が台湾総督府に稟議したことに始まった。総督府管理の学租財団の財源により、1912年（明治45）5月着工、同年9月に東洋協会専門学校構内に高砂寮として開舎した、定員80名の台湾留学生専用の寄宿舎であった。その「寮規則」には、「規律アル生活,質素勤勉ヲ以テ留学ノ目的ヲ達セシムル」とあり、寄宿舎設置の目的である指導監督の内実はこのような訓育にあった。さらに「寮規則」には、「寮生ノ談話,務メテ国語（＝日本語）ヲ用フベシ」とあり、日本語が強要された。留学生たちの親睦団体・高砂青年会も、留学生指導監督上「有益」なりとして、その一翼として組み込まれてしまった。

来日台湾留學生が500名を越え、うち在京者が300名以上も数えるようになった1919年（大正8年）の、在京留学生監督の活動は次の様に空間的にも広範囲にわたるものであった。

「7月28日当府（＝台湾総督府）囑託留学生監督後藤朝太郎氏渡台せられ候。7月末内地留學生は相繼いで家郷に帰朝いたし候につき、此の機会を利用し名戸につきて内地留學生の父兄を訪問し種々教育上の打合せや協議を遂げたま希望より、炎暑を冒して渡台せられたる次第にて、9月上旬まで滞在の予定に御座候云々」。留学生監督には多くの場合、台湾総督府直轄学校教師又はその経験者から囑託されていたが、その留学生監督は、家庭訪問まで行なって「教育上の打合せや協議」を行なったという。

一方、当時、留学生たちの「法律政治の勉学は、官憲の妨害を受けた」と言われており（矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』）留学生の「指導監督」にこの様に厳しい態度で臨まざるを得ない社会的背景があったと考えられる。次にそうした背景を含め、留学生達の具体的姿を調べてみよう。

#### <注>

(8) 「学祖」とは日本領有以前の台湾の教育機関（科挙の予備校）「儒学」「書院」の財産「学田」の収入であるが、1901年（明治34）総督府は「学祖財団」の名儀で、学田、学祖をまとめ

てその管理下におき、1923年(大正12)には財団法人にした(矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』)。(9) 高砂寮については『東洋時報』164号(明治45年5月), 171号(大正元年12月)等。

### Ⅲ 台湾留學生の生活・学習・運動

#### 1 初期台湾留學生の姿

初期の台湾留學生の多く(6割以上)が、小学校・尋常中学校等で普通教育を受けたことを先に述べたが、それは彼らが年令的にもそれ相応であったわけではなかった。むしろ、年令的には青年期にある留學生たちが、日本において初等・中等段階の教育を受け、場合によってさらに進んで専門教育機関に進学するというケースが少なくなかった。それは初期における植民地からの留学の特徴的な姿であったといえるだろう。

例えば、1900年(明治33)というかなり初期の「台湾の留學生」を、『教育時論』558号(同年10月15日)は次の様に紹介している。

「台南打狗、和興公司(=会社、引用者)勳六等、陳中和氏、同地における豪商にして、10年来横浜市山下町86番館に、順和機なる商店を設け、大に商業上計画する処ありしが、今回息、啓享(18才)、啓貞(18)、啓瀛(17)、啓南(13)、及陳晋臣氏の息、有礼(17)、瑞泰(15)、清間(14)、孫明輝氏の息、龍門(16)の8名を、商業研究の目的を以て上京せしめ、休職鳳山弁務署長豊田滋氏に託し、台湾協会監督の下に修業せしめんことを懇請し来りたるに依り、同協会にては近日、市内便宜の地に寄留せしめ、夫々適當の学校に入学の手續をなさしむる筈なり」と(傍点、引用者)。

さらに同誌562号(同年11月25日)は、この8名が慶応義塾に入学する事になったと、伝えている。『台湾協会会報』25号(明治33年10月)も同趣旨のことを報じたが、8名中3名は台湾「公学校3年生なりしを以て通常の談話にはまず差支なし」と説明している。『慶応義塾百年史』別巻の年表によれば、「明治33年10月27日、台湾人學生8名入学、特別級を設け授業を行なう」とある。

この例は、台湾の一豪商が、その子息等一族

の青少年を「商業研究」のために慶応義塾に入学させたものであった。彼らの年令は18才から13才までであるが皆同程度の教育を受けたものようであった。しかしこの富豪陳一族などは、2年半足らずして、一人を残して悉く帰ってしまった。その間「語学を授け兼ねて理化学初等の智識を与え」と言われるが、「平素はとかく一団をなして内地人生と親まざる傾あり」と評されていた(『台渡協会会報』66号、明治37年3月)。

もう一例を示そう。1909年(明治42)の在京台湾留學生の在学分布状況である。それによれば、

番町小学校6、金富小学校4、礪川小学校4、黒田高等小学校3、私立松栄小学校3、麴町高等小学校1、西小川小学校1、豊川中学校2、立教中学校1、芝中学校1、府立第4中学校1、明治学院6、慶応義塾4、岩倉鉄道学校3、工手学校1、正則英語学校2、東京高等工業2、東京音楽学校1、中央大学2、明治大学2、

である。明治学院と慶応義塾の場合そのレベルを中等部とすれば、在京留學生49名中実に36名(73%)が、小学校、中等学校に在学していたことになる(『東洋時報』125号、明治42年2月)。

勿論、台湾の初等教育機関である公学校、あるいは、その上級学校である総督府国語学校や総督府師範学校を卒業して、日本に留学して来る者もあった。小学校への留学は、特に1922年の改正教育令以後漸減したことは先にも見た通りである。また、台湾で公学校以上の学校卒業後来日、さらに上級学校へ入学を希望し、英語・数学等の学力不足を補うため正則英語学校その他の予備校に入学する者は、台湾の初等教育機関整備後も増加し続けた。先の(Ⅰ-2)の〔表3〕の「特殊教育(各種学校)」や「其他」というのはこの種の学校であった。

女子留學生の場合はどうであったろうか。1899年(明治32)に、呉笑(12才)、黄鶯(13才)なる2人の少女が、台南の宣教師キアンベルのところより、明治女学校長、巖本善治に連れられて来日した。その後、明治女学校に入学し、

呉笑は1904年(明治37),黄鶯は翌年に各々同校普通科を卒業し,更に高等科に進学した。彼女たちは、「其風姿と云ひ躰度と云ひ毫も内地女学生と軒輊あるなし」と讃えられた(『台湾協会会報』64号,明治37年1月,74号,同年11月)。女子留学生数の統計は,1922年(大正11)度以後のものを先に挙げておいた。

この様な多様な形態をとった台湾留学生たちを日本人はどのように見ていたであろうか。

『台湾協会会報』は次のような寸評を加えていた。「算術の成績よしと云ふは数の念量に乏しき台人として珍らし」とか,あるいは,「かく學術の優れたるが上に……性質に至て温順にして其麗はしきこと台湾人種としては異数なる」

(傍点,引用者)等々。これらは,明らかに一種の先入観・民族的偏見による評価であった。彼ら台湾留学生はこの様な民族的偏見・日本人の優越感の中で生活しなければならなかったことは想像に難くない。その中で,日本人に伍して「優等賞を受けし台湾学生」も年に数名記録されている(『東洋時報』163号,明治45年4月)。

また,台湾協会は,「我協会之与留学生」と題する論説(漢文)で,留学生に望む三つの要件を挙げている(『会報』94号,明治39年7月)。第一に留学を志願する者は,少なくとも5~6年以上の長期滞在を要すること,第二に学校卒業か若しくは漢学と国語(日本語)に巧みであること,第三に身体壮健で,「累家事」がないことの三点であった。そのことは,当時として特にこの三点を要望せざるを得ない,逆の現実が存在していたことを証するものであったと思われる。

## 2 台湾留学生と専門教育

そもそも,台湾要人はその子弟の日本留学に何を期待したのであろうか。台湾人の筆によると思われる論説「論台人遊学内地之要」(漢文)は次の様に述べている。「内地遊学之台人子弟……現在東京者三十余名……此等在学之台人,肆業帰台,各従其事,改善舊習,台島風氣,從此一新矣」といい,それは「百般工芸」によって台湾を「文明之域」に至らしめんとい

う近代化の願いであった。その意味で,「百般工芸」の修得,専門教育の享受は,総督府の思惑とは別に,台湾人とその留学生にとって,主要な留学目的であったにちがいない。

先に〔I-1〕,最初の専門教育程度の学校への留学生の入学が,東京帝国大学農科大学実科であったことを述べた。同実科には,1900年(明治33)2名,1903年に3名,翌年に1名,各々入在学した(『東京帝国大学一覽』)。その1名を除けば,いずれも総督府国語学校卒業後来日した留学生であり,先の期待に最も忠実に応えていた留学生であったと思われる。

1904年(明治39)に東京高等工業に入学した2名の留学生も台湾近代化に答えようとしたタイプであったと思われる。一人は,総督府国語学校附属学校で学んだ後,久米民之助に連れられて来日,1902年,まず工手学校に入学した。もう一人は,台湾公学校と総督府師範学校卒業後2年間公学校訓導を勤めて後,妻子を台湾に置いての留学だった。東京高等工業入学時に28才であった(『台湾協会会報』85号,明治38年10月,90号,明治39年3月)。

「台湾人がある程度自己の能力を発揮し,かつ安定した生活を得ることのできる職業といえは,医師しかなかった」(林景明『知られざる台湾』,1970年,P.77),と言われる医学の領域ではどうであったか。

先に『文部省年報』1912年度(明治45)版がこの年,千葉医専の1名の台湾留学生(聴講生)を記していることを紹介した。しかし,それより1年前,1911年(明治44)9月に,2人の台湾留学生が,新潟医学専門学校に正式入学していた。「之れ台人医専入学の嚆矢にし,今より4年後には立派に医学得業士を出す訳なり」(『東洋時報』156号,明治44年9月)。

植民地下の50年間において,台湾留学生が日本で受けた専門教育の全体を明らかにすることはできないが,1920年代の次のデータからある程度の傾向は知ることができる。日本の大学,専門学校における台湾留学生の「学修科目別人員」に関するものである(〔表5〕;次頁)。

このデータから特徴点を挙げるなら,第一に文・理というリベラル・アーツ系統が極めて少

〔表5〕「内地留学者学修科目別人員」(大学・専門学校)

1923 (大正12).12				1926 (大正15).8			
設置 主体 学修 科目	官 公 立	私 立	計	設置 主体 学修 科目	官 公 立	私 立	計
政治・ 経済学	2	38	40	法 学	3	49	52
法律学	1	29	30	医 学	15	67	82
医 学	20	35	55	工 学	17	-	17
工 学	8	-	8	文 学	4	7	11
文 学	3	3	6	現 学	-	2	2
理 学	1	2	3	農 学	1	-	1
農 学	1	-	1	経 济 学	3	26	29
商 学	2	12	14	商 学	13	7	20
音 楽	2	-	2	音 楽	-	2	2
美 術	4	-	4	美 術	5	1	6
宗 教	-	2	2	宗 教	-	2	2
計	44	121	165	計	61	163	224

出典：『台湾総督府学事年報』1923年度（大正12）、  
1926年度（大正15）

数なのに対し、医・法経商・工系統が圧倒的に多いということ、しかし、農学系は僅少であること、第二に医学系が官公私立校を問わず多いのに対し法経系は私立校に偏していること等である。これら大学・専門学校の留学生の学修専門領域の傾向は、その卒業後の去就の追跡調査的分析とともに、植民地からの留学の社会的機能を明らかにしてくれるものと思われる。

ところで、「官憲の妨害」を受けながらも、法律・政治・経済等の社会科学系統の学問を修めた留学生がかなり多数に及んでいた背景として、われわれはどうしても台湾における民族運動に言及せざるを得ないであろう。

### 3 民族運動と台湾留学生<sup>(1)</sup>

清国統治時代においても、台湾の民族的反乱は「五年大反、三年小反」といわれるほど激しいものであった。日本の植民地下においても、それはいさゝかも衰えなかった。日清戦争末の日本軍に対する台湾の民族的抵抗の激しさはつとに知られている（藤村道生『日清戦争』1973）。武装反乱の形態をとった民族運動は1915年までとされ、その前後から運動は民衆的政治運動の形態をとったと言われている。1914年

（大正3）の「台湾同化会」の結成は、「同化」のもとに日本人と同等の政治的権利を要求するものであった。これらの運動に鼓舞されて、年来の中学校設立請願運動も一応の成果を挙げて、1915年（大正4）には初の公立中学校が設置された。台湾留学生達が、こうした民族運動の先駆的役割を担って登場したのもこの頃からであった。

1918年（大正7）に、彼らは東京において、台湾総督専制政治の法的根拠である「六・三法」の「撤廃期成同盟会」を組織、さらに翌年には「新民会」を組織し、その下に「東京台湾青年会」が結成された。この運動は、台湾における民族資本家林献堂らによる「台湾文化協会」の台湾議会設立請願運動や台湾白話文使用提唱の文化運動などと呼応した。のちに、日本の言語同化政策に対する抗議の書『日本国々民に与ふ』を著した、蔡培火は東京高師の留学生として運動に参加していた。

1920年代、一説によれば、2000名を越していたとも言われる留学生たちによって、「日本から自由主義・民主主義の思想が台湾へもちこまれ」て、民衆的民族運動の形成が進んだ（前掲『知られざる台湾』）。

しかし、総督府の植民地支配政策が「同化主義」として遂行される過程では、「同化主義」の枠内での民族的運動が支配政策の中に吸収されることも又必然であった。教育体系における、「内台共学」、「内台一体」は1922年（大正11）の改正教育令によって実現されることになった。これによって、日本と同程度の官立の医学専門学校、高等商業学校、高等農林学校等の専門学校、さらには高等学校、台北帝国大学も設置（1928年）されることになった。この教育体系における「内台共学」、「内台一体」の実態がいかなるものであったか。台北高等学校（7年制）の全学年に学生が在籍することになった1927年度（昭和2）及び台北帝国大学開設後3年目の1930年度（昭和5）の学生・生徒数は次の様なものであった（「表6」、「表7」）。

ここには、文化や言語を異にする他民族に対し、同一の基準をもってする「同化主義」教育

〔表6〕台北高等学校学生数 1927年度（昭和2）

	尋常科	高等科			合計
		文科	理科	計	
日本人	141	152	174	326	467
台湾人	22 (13.5%)	24 (13.6%)	29 (14.3%)	53 (14.0%)	75 (13.8%)
計	163	176	203	379	542

出典：「台湾総督府第三十一統計書」

〔表7〕諸学校学生生徒数 1930年度（昭和5）

	学生生徒数			入学者数			卒業生数		
	日本人	台湾人	計	日本人	台湾人	計	日本人	台湾人	計
台北帝大	160	20	180	60	10	70	41	5	46
医学専門校	163	153	313	32	42	74	44	21	65
農林部専門校	94	4	98	43	1	44	22	2	24
高等商業(2校)	255	27	282	70	9	79	118	12	130
高専校科	134	23	157	36	4	40	26	8	34
高等中学校	348	97	445	106	36	139	113	29	142
中学校(10校)	2917	1908	4833	831	446	1279	394	272	667

出典：「台湾総督府第三十四統計書」

※ 尋常科は修了者数である。

※※ 数が合わないのは、他に外国人がいたからである。

体系の差別性が如実に示されている。そのことは「同化主義」の枠内での教育要求とその運動の限界をも示すものであった。それ故に、「内台共学」、「内台一体」の教育体系実現後も、前に見たように、初等教育レベル以外には、一時期を除けば留学生数の変動に余り大きな変化がなく、留学生数は増加し続けたのであった。台湾における高等専門レベルの官立学校の設置は、台湾人のためには余り機能しなかったと言えるだろう。彼らにとっては、日本の私立学校の方がまだ門戸が広がったのである。

このように民族運動としての複雑性、困難性は、民族（運動）理論の錯綜をもたらし、民族運動に参ずる台湾留学生の苦悩もまた深刻なものがあつたであろう。

<注>

- (1) ここでの記述は主に矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』（昭和4年、『矢内原忠雄全集』第2巻所収）、王育徳『台湾』（昭和34年）、林景明『知られざる台湾』（昭和45年）等に拠る。
- (2) 弘谷多喜夫（他）「台湾・朝鮮における第二次教育令による教育体系の成立過程」（『教育学研究』39巻1号）。
- (3) 台湾総督に「法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ発スル」権限を与えた1896年（明治29）3月30日公布の法律第63号のこと。

おわりに — 日本植民地と留学

以上、われわれは、植民地台湾と留学というテーマのもとにいくつかの検討を試みてきた。時期的には、1890年代から1920年にかけてのほぼ30年間を対象にした。今、ここで、われわれは、本小文の「はじめに」で述べた「問題設定」に対していかなる回答を結論として述べるであろうか。

第一に、台湾留学生の日本におけるあり方であるが、彼らは、日本政府、総督府の政策・行政の基本上は、異民族・外国人ではなく、まさしく日本人であったということである。従ってそこでは、彼らは一般的な意味では留学生ではあり得なかったわけである。

にも拘わらず、第二に、「内地留学」の名による、「留学生政策」を、総督府も文部省も持たざるを得なかった。なぜなら、留学生は厳存したからである。そしてその「政策」は、植民地支配維持のための文化・教育政策の不可欠の構成部分であった。中国文化離反策として、台湾人同化教育策として、民族運動抑圧策としてあるいは低廉勤勉なる労働者形成策として、それは意味があつた。しかし、植民地間接支配のエリート養成という政策は日本には見られなかった。逆に植民地人にとっては、留学は、民族の自由と解放への可能性を孕むものとして存在していた。しかし、それは、可能性の域を出るものではなかった。そして、それは現在に至る問題でもあろう。

第三に、台湾留学生の歴史においては、1890年代の後半の留学開始時、1910年代初めの朝鮮留学生と同一的地位に置かれる時期、1922年の

「内台一体」の教育体系成立期、そして、日中戦争開始以後と、ほぼ4期の時代区分が考えられる。しかし、これは、制度、政策史的区分であって、留学生の自覚的主体形成史的視点からの区分ではない。両者のつき合わせは今後の重要な研究課題である。

最後に、日本の大学・高等教育にとっての意義について。それは、日本の大学・高等教育が

留学生達に何を与え、何を与えなかったかという側面と留学生達の存在が、日本の学生の知性的、感性的形成にいかなる意義を有したかという両面からの考察が必要であろう。本稿はそのための準備的ノートであった。今後、日本の他の植民地——朝鮮、関東州、「満州国」——からの留学生史の検討を進めながら、上記の課題に接近したいと思う。

## A Study on Asian Students and Higher Education in Japan

## —A case study of the students from Formosa under the rule of Japanese Colonialism—

Sosuke Watanabe\*

## Preface

- I The Students from Formosa coming to Japan
    1. The beginning of study in Japan from Formosa
    2. Annual number of the students from Formosa
  - II The Students from Formosa — invitation and sending
    1. The Taiwan Association and the Formosan students
    2. Taiwan Sotokufu's policy for students studying abroad
    3. The Ministry of Education in Japan and Formosan students
    4. Establishment of Supervision of the Formosan students
  - III Life, Study, and Political movements of Formosan students
    1. Life-style of the Formosan students in early days
    2. The Formosan students and their specialized areas of study
    3. Political movements for liberation and the Formosan students
- Conclusion — Japanese Colonialism and the problem of study abroad

After the Sino-Japanese war (1894-1895) a great number of Asian students came to Japan for study. Among them were a number of students from Formosa (=Taiwan) which was ruled by Japanese Colonialism after the war. As early as 1897 (Meiji 30) those Formosan students began to come to Japan for purposes of study.

The number of students increased year by year and reached approximately 3,000 in 1930. They attended various levels of educational institutions in Japan.

The first problem is considered what was of the status of Formosan students as foreign students in comparison to European foreign students under the educational policy of Japanese government. This is the first question considered. The second question is, what was the distinctive mark of the policy which the Taiwan Sotokufu and Ministry of Education in Japan carried out for Formosan students studying abroad? The third question is, with what intention did the Formosan students come to Japan and what kind of subjects did they study in various Japanese educational institution.

This article aims to examine, after examining the 3 questions, the indoctrination of Formosan students in order to acculturate them to Japanese culture. But the students studied special subjects such as medicine, agriculture and even social science, which was prohibited by the government policies in higher level education. At the same time, it was remarkable that they did not show any concern for studying 'Liberal arts'.

In conclusion, the fundamental question is what kind of significance the Formosan students brought to higher education in Japan.

\*RIHE, Hiroshima University